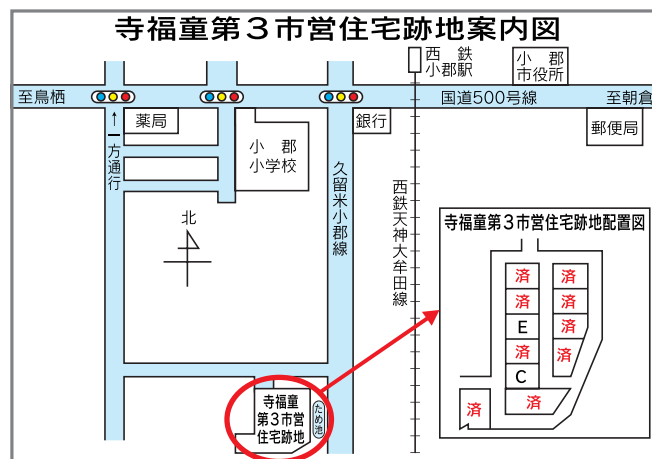


市有地売払いのお知らせ

市では、次のとおり先着順売払いにより市有地を売払います。

① 先着順売払に付する事項

	寺福童第3市営住宅跡地
所在地	(別表) のとおり
地目	宅地
数量	(別表) のとおり
売払価格	(別表) のとおり
区域	市街化区域
用途地域	第1種中高層住居専用地域
建ぺい率・容積率	60%・200%
引渡日	売買代金が完納された日



(別表)

	所在地	数量(㎡)	売払価格(円)
C	小郡市寺福童字内畑上道東 996-4	263.11	10,305,000
E	小郡市寺福童字内畑上道東 996-6	263.10	10,511,000

② 先着順売払とは

一般競争入札を実施したが売払いに至らなかった物件について、市が決めた売払価格で申込先着の人に売する方法です。

ただし、同時に複数の人から申込があった場合は「くじ」で抽選を行います。

③ 先着順売払に参加する人に必要な資格

次の各号のいずれにも該当しない人であること

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者および破産者で復権を得ない人
- (2) 過去2年間に契約に関し悪質な行為をした人
- (3) 国県市税の滞納者
- (4) 公有財産に関する事務に従事する本市の職員

④ 先着順売払の日時

平成23年3月31日(木)までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日および12月29日から1月3日までを除く毎日午前8時30分から午後5時まで

⑤ 先着順売払申込方法

「市有地先着順売払申込書」および必要書類(国県市の納税証明・代理人の場合は委任状、個人の場合は、身分証明・法人の場合は登記簿謄本)を下記申込先まで提出してください。

⑥ 契約保証金および売買代金

○(契約保証金) 売買契約締結時(市有地先着順売払申込書受付日から7日以内)に売買代金の100分の10以上の金額を納入してください。

○(売買代金) 売買契約締結の日から起算して45日以内に全額を一括で納入してください。

※ 詳しくは市財政課で配布する「先着順売払のしおり」を参照してください。

(「先着順売払のしおり」は市ホームページでもダウンロードできます。)

※ 売却した時点で終了となりますので、ご了承ください。

※ 事前に電話等で物件の売却状況等を確認してください。

◆申込・問い合わせ先 財政課 契約・管財係 ☎72-2111 内線233

20歳になったら国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入して保険料を納めることになります。

自営業者・学生・フリーターの人(第1号被保険者)などが20歳になったときは、住所地の市役所へ国民年金加入の手続きが必要です。また、厚生年金保険や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の人(第3号被保険者)が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して加入の手続きを行うことになります。

大学・専門学校等に在学する20歳以上の人で、

本人の前年所得が118万円以下の人は、在学期間の保険料を猶予する「学生納付特例制度」があります。

なお、第2号被保険者が20歳になったときは、加入の手続きは必要ありません。

国民年金の加入手続きをきちんとして、保険料を納めましょう！

※問い合わせ先 国保年金課 医療・年金係
☎72-2111 内線427